

## 安心して水道をお使いいただくために

水道水は塩素で消毒していますが長い間留守にされたときは、ご家庭の給水管に水が長時間滞留し消毒効果が薄れることがあります。

大型連休などで長期間留守にされたり、本市に引っ越しされてきて長く使用されていない水道を初めて使われたりする場合は、念のため最初のバケツ1杯程度の量を飲み水以外にお使いください。

**問い合わせ** 水道工務課(内線257、295)



## 募 集

### 学習サポーターを募集

市立小・中学校で、授業中の指導補助や休み時間、放課後の学習活動などをサポートしていただける大学生のボランティアを募集しています。

※活動時期や時間帯などは、派遣先の学校と相談の上、決定します。詳しくは、お問い合わせください。



**問い合わせ** 教育指導室(内線365)



## 相 談

### 行政書士無料相談

**とき** 4月20日(土)、午後1時30分～4時30分

**ところ** すばるホール

**内容** 相続、遺言、成年後見制度、離婚、各種許認可などに関する相談  
※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 山下さん(あんしん相談ネット)【☎(63)8016】

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日は除く、1年間で1回利用可
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)、祝日は除く
行 政 相 談	18(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司 法 書 士 相 談	16(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1年間で1回利用可
人権なんでも相	26(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談、問い合わせ(内線472)
女性のための電話相談	5(金)、12(金)、16(火) 23(火)、5/3(金)	午前10時～午後2時		【☎(23)0567】、問い合わせ(市役所内線474)、女性の相談員による相談
女性の悩み相談	11(木) 19(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラーによる相談 ※11(木)は午後3時30分まで 定員5人
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約も可【☎(24)3700】、電話相談も可、祝日は除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組、祝日は除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日は除く
家庭児童相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日は除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日は除く
子 育 て 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】、祝日は除く
健 康 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談、祝日は除く
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日は除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】、祝日は除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農 業 相 談	5(金)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】、祝日は除く
日本政策金融公庫相談	10(火)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
税理士による税務相談	12(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日は除く、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日は除く、問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	23(火)	午後1時30分～4時	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	17(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内地域若者サポートステーション【☎(26)9441】
労 働 相 談	11(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談、問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	15(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)、問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	25(木)	午後1時～2時30分 午後2時30分～4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる相談
進 路 相 談 (奨 学 金)	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談、祝日は除く
も の 忘 れ 医 療 介 護 相 談	3(火)、17(火)	午後1時30分～2時 午後2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線189)、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談



## 講座・催し

### カラダをしぼって整える教室

運動が必要なのに、なかなか始められない人に健康運動指導士など専門のスタッフが最適な方法を提案します。

**とき** 5月～8月の月曜日、午後1時30分～3時30分（全11回）

**ところ** 保健センター

**対象者** 医療機関でのリハビリテーションや介護保険サービスを利用していない40～74歳の人 **定員** 15人

**参加費** 無料（調理実習は500円実費）

**申し込み** 4月15日(月)～、保健センター ☎(28)5520 へ（申し込み先着順）

### 介護予防サポーター養成講座

介護予防の知識（運動、栄養、<sup>22</sup>口腔機能など）を「笑顔はつらつ教室（地域介護予防普及教室）」で指導する同サポーター（有償ボランティア）を養成します。

**とき** 5月14日～6月25日の毎週火曜日（6月18日は除く）、午前10時～午後4時と同教室の見学1回（全7回）

**ところ** 市役所

**対象者** 市内在住・在勤のおおむね74歳以下で、講座修了後、同教室で3回の実習を受け、「市介護予防サポーターの会（健やかスマイル）」に入会し、同教室で指導できる人

**定員** 15人 **受講料** 無料

**申し込み** 5月7日(火)までに、高齢介護課（内線189）へ（申し込み多数の場合抽選）

### 若さ・健康・体力アップ教室

**とき** 5月10日～6月28日の毎週金曜日（5月17日は除く）、午後1時30分～3時30分（全7回）

**ところ** レインボーホール（市民会館）

**内容** 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイントなど

**対象者** 市内在住で65歳以上の人

**定員** 20人 **参加費** 無料

**申し込み** 4月30日(木)までに、ウエルネスあばるへ（電話申し込み可）※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

### おれんじパートナー交流会

認知症についての情報交換や不安、悩みを出し合い、交流しませんか。

**とき** 4月24日(水)、午後1時30分～3時

**ところ** すばるホール3階会議室2A

**対象者** 認知症の人やその家族、認知症に関心のある人、認知症サポーターなど

**定員** 20人（当日、直接会場へ）

※認知症の人が参加される場合は、事前にご連絡ください。

**参加費** 100円（お茶・お菓子代）

**問い合わせ** 井尻さん（おれんじパートナー事務局）☎090(3996)0071

### 府要約筆記者養成講座

特に専門性の高い要約筆記者を養成するため、同講座を開催します。

**とき** 6月15日(土)～12月7日(土)（全21回）※詳しい日程や持ち物などは、お問い合わせください。

**ところ** 府障がい者社会参加促進センター（大阪市天王寺区生玉前町5の33）

**コース** 手書きコース、パソコンコース

**対象者** 府内在住・在勤で要約筆記者として活動する意思のある人

**定員** 各20人

**受講料** 無料（教材費実費）

**申し込み** 障がい福祉課（内線193）に備え付けの申込書に必要事項を記入し、5月10日(金)（消印有効）までに郵送で、☎540-8570 府民お問合わせセンター「要約筆記者養成講座」係 ☎06(6910)8001（住所記入不要）へ（府ホームページ [http://www.pref.osaka.lg.jp/] から申し込みできます）

※5月25日(土)に受講判定試験を実施します。



## 上下水道

### 私道における下水道整備

本市では、トイレの水洗化、生活雑排水の適正な処理を図るため、一定の条件に該当する私道について、土地所有者および沿道の皆さんの申請により、市の費用で公共下水道管を敷設し維持管理をします。

### 主な敷設条件

- ・公共下水道の事業計画区域にあり、その一端が公共下水道に接続可能なこと
- ・原則として幅員1.2m以上で一般の通行に使われており、下水道管を敷設できること

- ・公共下水道を利用する建物が2戸以上あること（同一敷地で同一所有者の建物は1戸になります）

- ・公共下水道を利用することになる全ての人が公共下水道管の敷設を要望していること

- ・土地所有者が公共下水道管の敷設および利用することとなる人の使用を承諾していること

※詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 下水道課（内線271）

### 公共下水道が使えます

3月31日より、次の各地域のうち、すでに公共ますなどが設置されている世帯については、新たに公共下水道（汚水）が使えるようになりました。

**対象地域** 喜志新家町一・二丁目、平町一・二丁目、宮町一丁目、喜志町三丁目、中野町西一丁目、錦織北一丁目、甲田一丁目、西板持町五丁目、山中田町一丁目、彼方、別井二・三・五丁目、伏山一丁目、須賀一丁目の各一部

### ◎1日も早く水洗化工事を

公共下水道が使える地域の皆さんはトイレや風呂、台所、洗濯などの家庭から出る排水を公共下水道に流さなくてはなりません。

そのためトイレの水洗化や生活雑排水を公共下水道に流すための改造・接続工事をしてください。

工事に必要な費用については、無利子の融資あつせん（法人は対象外）をしていますのでご利用ください。

※工事は必ず本市の指定する排水設備工事指定業者に依頼してください。※市街化調整区域の世帯は1ますにつき12万円の市街化調整区域下水道分担金が必要です。

### ◎下水道に切り替える

清潔な水洗トイレを使用でき、また溝へ汚れた水を流さなくなるので街の美化や川の水質改善にもつながります。

**問い合わせ** 下水道課（内線262）



## 介護保険

### 平成31年度介護保険料 仮決定通知書を発送します

65歳以上の人に4月上旬に平成31年度介護保険料仮決定通知書を発送しますので、普通徴収の人はコンビニエンスストア、MMK設置店、取扱金融機関または市役所で保険料を納付してください。口座振替の申し込みをしている人は指定口座より引き落としします。特別徴収の人は年金から天引きします。

**問い合わせ** 高齢介護課（内線175、176）



## 国民年金

### 国民年金保険料が改定

4月から翌年3月までの国民年金保険料について、定額保険料が月額1万6340円から1万6410円（月70円引き上げ）に改定されます。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

### 会社などを退職された皆さんへ

日本に住んでいる20～60歳の人で、会社を退職されて厚生年金保険の資格を喪失した人や、その人に扶養されている配偶者は国民年金加入の手続きが必要です。年金手帳と退職年月日を確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証など）、印鑑を持参し、保険年金課（市役所1階⑧番窓口）へお越しください。

なお、所得が少ない場合や、失業により国民年金保険料（月額1万6410円）を納付することが困難になった場合、申請をして承認されると保険料が全額、または一部免除（一部納付）される制度（世帯主や申請者本人と配偶者の所得により審査）や、50歳未満の人を対象に保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」（申請者本人と配偶者の所得により審査）がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 保険年金課（内線153、154）



## 福祉

### 特別障がい者手当・障がい児福祉手当

日常生活において、常時特別な介護を必要とする重度の心身障がい者（児）に対し、特別障がい者手当・障がい児福祉手当が支給されます。

**対象者** 在宅で常時特別な介護を必要とする重度心身障がい者（児）

※所得制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。また、施設入所者や長期入院されている場合は支給されません（障がい児福祉手当は除く）。

**支給額** 特別障がい者手当＝月額2万7200円、障がい児福祉手当、福祉手当（経過措置分）＝月額1万4790円

※4月分より支給月額が改定されます。

**問い合わせ** 障がい福祉課（内線193）

### 障がい者（児）給付金の申請を

5月7日（火）～31日（金）、障がい者（児）給付金の申請を受け付けます。

**対象者** 4月1日（月）現在、本市に1年以上居住（住民登録）し、身体障がい者手帳（1～6級）、療育手帳（A・B 1・B 2判定）、または精神障がい者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの人で今年度新しく手続きされる人、振込先の口座に変更がある人

※昨年度に給付金を受け取られた人は、手続きの必要はありません。

※市外より、市内の施設に入所している人は除きます。  
**申し込み** 該当する手帳、印鑑、本人名義の通帳を持参し、障がい福祉課（内線192、193）または金剛連絡所へ

### 重度障がい者タクシー利用券 （基本料補助）を送付しました

本市では、身体障がい者手帳（1・2級）、療育手帳（A判定）、精神障がい者保健福祉手帳（1級）のいずれかをお持ちの人を対象に、タクシー料金の一部（基本料金）を補助する重度障がい者タクシー利用券を交付しています。

現在、同タクシー利用券（やまぶき色）をお持ちの人は3月31日までが有

効期限です。引き続き要件に該当する人には、新しい同タクシー利用券（空色）を3月末に自宅へ郵送しました。新しい同タクシー利用券（空色）は4月1日（月）より利用できます。届かない場合は障がい福祉課までご連絡ください。

なお、昨年度に交付申請していない人や初めて利用される人については申請手続きが必要です。

**交付枚数** 1カ月3枚で年間36枚  
※福祉施設などへ入所している人は対象外ですので交付できません。

**問い合わせ** 障がい福祉課（内線192）

### 献血にご協力を

**とき・ところ** 4月21日（日）、午前10時～午後4時＝エコール・ロゼ ※対象者など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 市献血推進協議会〔☎(25)8261〕



## 講座・催し

### 健康お薬相談と健康測定会

**とき** 5月18日（土）、午後2時～6時

**ところ** すばるホール3階会議室3

**内容** お薬相談、残薬整理、骨密度測定など8項目の測定

**定員** 100人 **参加費** 無料

**申し込み** 4月18日（木）までに、かかりつけ薬局や高齢介護課などにある申込書を、ファクスで富田林薬剤師会事務局〔☎(29)1905・FAX(29)2020〕へ（申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可（火・木・金曜日、午後2時～5時））

### 介護福祉士実務者研修通信課程受講者募集

**とき・内容** 5月～10月の間で通信教育6カ月、通学10回程度

**ところ** ジョブシティカレッジおもちゃ館（向陽台二丁目13の9）

**定員** 30人 **受講料** 2万1000円～8万9000円（テキスト代含む）

**申し込み** 4月6日（土）～5月13日（月）（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）に、NPO法人シーシータイミング〔☎072(365)6688〕へ（申し込み先着順）



## 税

### 固定資産税の「縦覧帳簿の縦覧」と「課税台帳の閲覧」を実施

**縦覧帳簿の縦覧** 縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

**記載内容**

◇土地価格等縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年縦覧できる人

◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

**期間** 4月1日(月)～5月31日(金) (土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)

**課税台帳の閲覧** 土地や家屋などの所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

**閲覧できる人**

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など (ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です)

**期間** 4月1日(月)～翌年3月31日(火) (土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分)

**縦覧・閲覧に必要な書類など**

・本人確認ができる書類 (納税通知書や運転免許証など)

・納税管理人や納税者の同居親族は閲覧できますが、代理人が来られる場合は委任状が必要

・法人名義の物件については、委任状または申請書に代表印の押印が必要

**縦覧・閲覧場所** 課税課 (内線113～116)

### 市税の滞納整理を強化中！

本市では、平成30年度分の市税を含め納税催告、滞納処分を集中して実施しています。今後も滞納者に対して、必要に応じ財産差し押さえなど、厳しい措置をとることとしています。また納付期限までにお納めいただけない場合は督促手数料や延滞金が加算された金額を納めなければならなくなりますので納付期限までに納めてください。

**問い合わせ** 納税課 (内線121～124)

### いつでもどこでも簡単納税「モバイルレジ」サービスのご利用を

本市では、税の納付機会の拡大と納税者の利便性の向上を図るためモバイルレジによる納付を導入しています。

モバイルレジは、金融機関の窓口やコンビニエンスストアに行かなくても、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末 (OSがiOS、Androidのもの) で税金が納付できるサービスです。

なお、サービス利用には、モバイルバンキングまたはインターネットバンキングの契約が必要です。

**納付できる税目、金額** 市・府民税 (普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

※バーコードの付いた納付書で、1枚につき30万円までのもの (指定のコンビニエンスストアで納付できる納付書と同じものになります)。

※詳しくは、市ウェブサイト (納税課のページ) をご覧ください。

**問い合わせ** 納税課 (内線122)



## 国民健康保険

### 国民健康保険総合健康診断 (人間ドック) を実施しています

国民健康保険では、加入者の健康保持増進のため、特定健康診断の他に、人間ドックを実施しています。

**ところ** 済生会富田林病院 健診センター、PL病院



**対象者** 市国民健康保険加入者で、同一年度内に人間ドック、特定健康診断を受診していない人 ※同保険料を完納している人に限ります。

**費用** 有料 (市が2分の1負担) ※詳しくは、市ウェブサイト (保険年金課のページ) または特定健康診断受診券に同封のパンフレットをご覧ください。

**問い合わせ** 保険年金課 (内線155、188)

### お届けします！ 特定健康診断受診券

国民健康保険では、40～74歳の国民健康保険加入者に対して4月下旬に「特定健康診断受診券」を送付しますので、翌年3月31日(火)までに受診してください。

受診券の郵送による再交付はできませんので、受診するまで無くさないよう大切に保管してください。

**特定健康診断の内容** メタボリックシンドロームに着目した健康診断で、問診、身体計測、腹囲・血圧測定、血液・尿検査、診察など

※同一年度内に受診券を利用できるのは、「国民健康保険総合健康診断 (人間ドック)」と「特定健康診断」のどちらか一方です。なお、人間ドックに受診券を利用すると、本人負担額が従来よりも軽減されます。

**同診査の対象者など** 市国民健康保険加入者のうち、実施年度中 (4月1日～翌年3月31日) に40～74歳になる年に年1回実施 (昭和19年9月～20年3月生まれの人に限り誕生日の前日まで受診可)。ただし、11月1日以降に同保険に加入した人は除きます

※詳しくは、受診券に同封のパンフレットをご覧ください。なお、掲載されている実施指定医療機関で受診した場合、追加項目健診が受けられます。※資格喪失した場合は受診券の利用ができません。全額自費負担となりますのでご注意ください。資格喪失の届け出の遅れなどで喪失日をさかのぼった場合も同様です。

※同診査の案内のためにコールセンターから電話をする場合があります。

**問い合わせ** 保険年金課 (内線155、188)